

東京の農林水産w e b サイト
「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」 広告掲載取扱要綱

平成 2 9 年 3 月 2 9 日 2 8 農振財地第 2 4 7 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下、「財団」という。）が公開する東京の農林水産w e b サイト「とうきょうの恵み TOKYO GROWN」（以下、「w e b サイト」という。）への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第 2 条 w e b サイトに掲載する広告は、w e b サイト内に表示される広告の画像が広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクしているものとする。

(広告主)

第 3 条 広告主は、都内に事業所等の活動拠点を有し、農林水産業、農林水産物の販売・加工・提供、都内農林水産業者の社会的・経済的地位の向上や東京都の農林水産業の振興・地域振興など、w e b サイトの目的に合致した活動・事業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団（以下、第三号において「暴力団」という。）又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(提出するデータの規格)

第 4 条 提出するデータの規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦 1 9 0 ピクセル、横 3 2 0 ピクセル
ただし、w e b サイト上の表示は上記の大きさより縮小される。
- (2) 形式 J P E G
- (3) データ容量 1 5 0 K B 以下

(広告の表現)

第5条 広告は、次に掲げる表現に留意し、作成しなければならない。

- (1) 閲覧者の意思に反した動作をしたり、誤解を与えたりするおそれがないもの
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがないもの
- (3) 文字色と背景色のコントラストを十分にとり、また、背景に模様のある画像、写真等を使用する場合は文字の周りを縁取るなど文字を読みやすく配慮したもの
- (4) 文字、イラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮したもの

(広告の禁止表現)

第6条 広告の禁止表現は、次のとおりとする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス等入力できるように見えるもの
- (5) プルダウンメニュー等下に選択肢があるように見えるもの
- (6) 閲覧者がwebサイトのコンテンツの一部であるかのように誤解するおそれがあるもの

(リンク先のホームページの基準)

第7条 リンク先のホームページは、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は抵触するおそれがあるもの
- (2) 違反行為を助長するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (5) 政治性又は宗教性のあるもの
- (6) 社会問題についての主義主張に当たるもの
- (7) 個人の名刺広告
- (8) 財団、国、地方公共団体その他公共の機関が、当該広告掲載の内容を推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (9) 消費者保護の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの
- (10) 社会的批判を招くおそれのあるもの
- (11) 広告の内容が明確でないもの
- (12) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの
- (13) 青少年の保護及び健全育成の観点から有害であるもの又はそのおそれがあるもの

- (14) 第三者の財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (15) 第三者をひぼうし、中傷し、若しくは排斥するもの又はそのおそれがあるもの
- (16) 財団の広告事業の円滑な運営に支障を来すもの
- (17) 他のホームページへのリンクを集合し、紹介するもの
- (18) 前条第6号に該当するもの
- (19) その他財団が広告掲載することが適当でないと認めるもの

(広告の掲載位置等)

第8条 広告を掲載する位置は、webサイトのトップページにおける所定の位置とする。

- 2 掲載する広告の枠数は、6枠以下とする。
- 3 同一広告主の同時に掲載できる広告の枠数は1枠とする。
- 4 広告主は、掲載枠の位置を指定できないものとする。

(広告の掲載期間)

第9条 広告の掲載期間（以下「掲載期間」という。）は、1月単位とし、掲載終了日は、掲載開始日の属する年度の3月31日を超えない日とする。

- 2 広告掲載の開始日は各月の1日、終了日は各月の末日とする。

(広告の掲載料金)

第10条 広告の掲載料金（以下「掲載料金」という。）は、1枠当たり月額5千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

(広告の募集方法)

第11条 広告の掲載を申し込もうとする者（以下「申込者」という。）の募集は、webサイト等により公募するものとする。

- 2 前項の規定による公募は、広告枠を新たに設けたとき、又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、財団は、公募を行うに当たって、第7条に該当する者に対し、広告の掲載の案内をすることができる。

(広告の掲載の申込み)

第12条 申込者は、webサイト広告掲載申込書（第1号様式）を財団に提出するものとする。なお、希望する掲載開始日に対する申込期限は、年度毎に別に定める。

(広告案の費用負担等)

第13条 広告案の作成は、広告主の責任において行い、その費用は、広告主が負担するも

のとする。

(広告の掲載の決定等)

- 第14条 財団は、第12条の規定による提出があった場合は、その掲載の適否を審査し、広告の掲載の可否を決定するものとする。
- 2 広告を掲載する優先順位は、希望する掲載期間が長いものを優先するものとし、同期間が同一の場合は、抽選により順位を決定する。
 - 3 財団は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果をwebサイト広告掲載決定通知書(第2号様式)により、申込者に通知するものとする。

(掲載料金の納入)

- 第15条 広告主は、財団が指定する期日までに、財団が発行する請求書により掲載料金を一括して納入しなければならない。

(広告の変更)

- 第16条 広告主は、掲載期間中に広告のデザイン等の変更を希望するときは、変更を希望する日の15日前までに広告案を財団に提出しなければならない。
- 2 財団は、前項の変更内容が第4条各号及び第5条各号に該当し、かつ、第6条各号のいずれにも該当しないときは、広告を変更することができる。

(リンク先のホームページの内容変更)

- 第17条 広告主は、掲載期間中にリンク先のホームページの内容又はURLを変更しようとするときは、変更する15日前までに財団に変更内容を連絡しなければならない。
- 2 財団は、前項の変更内容が第7条各号のいずれかに該当するときは、広告主に対して内容の修正を求めることができる。

(広告の掲載の取消し等)

- 第18条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消し、又は一時停止することができる。
- (1) 指定する期日までに掲載料金の納付がないとき。
 - (2) 前条第1項の規定による連絡がなかったとき。
 - (3) 前条第2項の規定による内容の修正を行わないとき。
 - (4) 掲載期間中に第7条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- 2 前項の規定により広告の掲載を取り消し、又は一時停止した場合においては、財団は、広告主に対し、その賠償の責めを負わないものとする。

(広告の掲載の取りやめ)

第19条 広告主は、webサイトへの広告の掲載を取りやめることができる。

2 前項の規定により広告の掲載を取りやめるときは、広告主は、webサイト広告掲載取りやめ申請書(第3号様式)により、広告に掲載の取りやめを希望する日の15日前までに財団に申し出なければならない。

(掲載料金の返還)

第20条 既納の掲載料金は、原則として返還しないものとする。

(免責事項)

第21条 広告主は、次に掲げる理由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾しなければならない。

(1) webサイトの更新、修正等のための停止

(2) サーバー及び通信回線等の点検、障害等による停止

2 広告主は、前項の理由により広告の掲載が一定期間停止されたことによる掲載料金の返還、損害の賠償等を財団に請求することができないものとする。

3 広告の掲載又は不掲載に関して生じた一切の責任は広告主が負うものとし、直接的、間接的に生じたいかなる損害についても、財団は賠償その他の責めは負わない。

(その他の事項)

第22条 この基準に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、財団が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第1号様式（第12条関係）

東京の農林水産w e b サイト 広告掲載申込書

平成 年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

申込者 名称
代表者名 印
所在地
担当者 電話
F A X
E-mail
部署名
氏名

東京の農林水産w e b サイト広告掲載取扱要綱第12条の規定により、次のとおり広告の掲載を申し込みます。

1 広告掲載希望期間（掲載期間は1月単位です。）

掲載開始日：平成 年 月 1 日

掲載終了日：平成 年 月 末 日

（ ヶ月 ）

2 リンク先ホームページの内容

3 リンク先URL

平成 年 月 日

東京の農林水産w e bサイト 広告掲載決定通知書

殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長

平成 年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、次のとおり決定します。

1 決定区分 掲載する
掲載しない
(掲載しない理由)

2 掲載期間 掲載開始日：平成 年 月 1 日
掲載終了日：平成 年 月 末 日
(月)

3 掲載料金 金 円 (月額 5,000 円 × 月)
※掲載料金には、消費税及び地方消費税が含まれています。

4 掲載料金納付期限 平成 年 月 日まで

第3号様式（第19条関係）

東京の農林水産webサイト 広告掲載取りやめ申請書

平成 年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団
理事長 殿

申込者 名称
代表者名 印
所在地
担当者 電話
FAX
E-mail
部署名
氏名

東京の農林水産webサイトの広告掲載を取りやめたいので、東京の農林水産webサイト広告掲載取扱要綱第19条の規定により申請します。